



SUPPORTING  
CHINA  
BUSINESS

## LT CONSULTING GROUP

---

### 上海市における企業の高温季節手当基準に関する通知（2011）

滬人社綜発（2011）43号

各関連委、弁、局、各持株（グループ）会社、企業（グループ）会社、各区、県の人力資源社会保障局、各関連雇用組織：

衛生部、労働と社会保障部、国家安全監管総局、全国総工会から出された「職場の夏季防暑降温作業の更なる強化に関する通知」（衛監督発[2007]186号）の規定に基づき、本市における企業の高温季節手当基準の調整について以下の通りに通知する。：

一、企業は、毎年6月から9月までに屋外で作業するよう従業員に指示する場合、及び作業場所の温度を33℃以下（33℃は含まれない）に下げたための有効措置が取れない場合、従業員に対し、高温手当を支給しなければならない。具体的な支払い基準は、一人当たり毎月200元である。

二、企業は労働保護性質の高温季節手当を支給する同時に、夏季の作業場所において清涼飲料の提供を保障し続けなければならない。

三、労働者を雇用する个体經濟組織及び民営の非企業単位は本通知を参照して執行するものとする。

四、本通知は2011年6月1日より発効する。「本市企業の高温季節手当基準に関する通知（2007）」【滬勞保綜発（2007）30号】は同時に廃止となる。

上海市人力資源社会保障局  
2011年7月1日